

令和6年8月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和6年8月26日(月) 午後3時00分
 2. 開催場所 勝山市教育会館 第3研修室
 3. 出席委員 農業委員11名、農地利用最適化推進委員8名
 会長 1番 松村 勘兵衛
 会長職務代理 2番 辻 尊志
 農業委員 3番 北山 謙治
 4番 須見 則雄
 5番 山口 拓雄
 6番 山内 百合子
 7番 高野 忍
 8番 牧野 昌久
 10番 滝本 和子
 11番 田中 政男
 12番 酒井 清泰
 農地利用最適化 1番 横山 定守
 推進委員 3番 田中 昭司
 4番 吉田 新一
 5番 前田 壽夫
 7番 松田 数実
 8番 林 博史
 9番 廣瀬 介治
 10番 鳥山 義昭

4. 審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第21号	農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について	可決
議案第22号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請意見について	可決
議案第23号	農用地利用集積等促進計画（案）について（中間管理事業）	可決
議案第24号	現況証明願いについて	可決

（報告事項）・農地法第3条の3第1項の規定による届出について

5. 農業委員会事務局 事務局長代理 課長補佐 向井希典 係長 山本 典子 主事 坪内 愛里沙 局

令和6年8月 勝山市定例農業委員会 シナリオ

事務局長代理

ただいまから、令和6年8月定例農業委員会を開催いたします。

また、吉田委員、坂上^{さかうえ}推進委員、松井推進委員は欠席の旨お伺いしております。

本来ならば事務局長が出るところでございますが、本日は事務局長代理として私向井が出席をさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、松村会長よりご挨拶を申し上げます。

松村会長

(あいさつ)

本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の審議を行います。委員各位には厳正な審議をお願いすることになりますが、ご協力のほどよろしくお願いします。

事務局長

ありがとうございました。

では、会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いいたします。

議長（松村会長）

これより本日の会議に入ります。

事務局より8月分の経過報告を申し上げます。

事務局

(報告)

議長（松村会長）

報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はありませんか。

ないようですので、本日の議事録署名委員を

5番 山口 拓雄 委員

10番 滝本 和子 委員

の両名をお願いします。

これより議事に入ります。

議長
(松村会長)

日程第1 議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見についてを議題とします。それでは事務局より説明願います。

事務局

(説明)

議長
(松村会長)

このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。

①について、酒井委員より報告をお願いいたします。

酒井委員	先般、現地確認に行っておりました。資料の写真のとおり、現在は水稻を されております。周辺は交通量の多い道路で、砂利採取をした砂利等はこ ばさないようにお願いしたいと思います。また散水車で道路の清掃等 を行っていただければと思います。こちらに関しては年内2か所目ということで 問題なかろうかと思っております。以上です。
議長 (松村会長)	ありがとうございました。 ②については高野委員より報告をお願いいたします。
高野委員	去る8月16日に現地調査を行いました。資料を見て頂くと分かる通り、 申請地は道路に囲まれて、隣は宅地でこの宅地は申請者の事業所というこ とで、資材置場として利用されます。既に5月の定例会で農業振興地域の農 用地からの除外申請が出されておりました、問題ないかと思っております。
議長 (松村会長)	ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。
田中委員	②ですけれども、5月の定例会で農振除外の申請が農業振興計画の変更とい うことで出ていましたが、今回所有権の移転申請があったということで しょうか。
事務局	5月に農振除外の申請を行った経緯としましては、元々本申請地で資材置場 を目的とした農地転用及び所有権の移転をされたいというお話がありまし て、こちらが農用地であったため先に農振除外の申請をして農用地から除 外する手続きを行っておりました。そちらの手続きが進みましたので、農 地転用の申請手続きに至ったというものでございます。
議長 (松村会長)	他、ありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 議案第21号は原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに 異議ございませんか。
委員	異議無し
議長 (松村会長)	それでは、議案第21号は、原案どおり、「許可相当との意見を付して」 承認することに決しました。

議長 (松村会長)	続きまして、 日程第2 議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業 計画変更申請意見について を議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長 (松村会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。 酒井委員より報告をお願いいたします。
酒井委員	事務局から説明のあったとおり、資料を見て頂きますと申請地の隣接農地 は5月に転用許可が下りているところでございます。そちらに続いて転用申 請されたいということです。農地の所有者が違い、田んぼごとに甘土を 盛っているためその分の資材置場が追加で必要になったのではと思いま す。既に許可が下りている箇所と続きになっておりますので、特に問題は なかろうかと思います。
議長 (松村会長)	ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。
北山委員	1年間の一時転用となっておりますが、本当に1年で農地に戻せるんでしょ うか。資材置場として利用される場合は通常3年とか5年利用され、継続 して利用されることが見込まれます。このような1年ずつの許可の取り方 はいかがなものでしょうか。それとも1年ずつしか許可が取れないものな のでしょうか。
事務局	1年ずつしか許可が取れないものではございません。
北山委員	そうならば、1年で絶対農地に返すんですよね。1年後、農地になってい なければおかしいということですよね。農地として貸す場合に、転用の延 長、延長・・・というのはおかしい。これまでも1年で当初申請して、後に 延ばしたものがあられるでしょう。もっと現実的な申請書を出させるべきで はないですか。
事務局	現在申請頂いている内容は、1年で完了するというものになっておりま す。 これまで他の案件にて、1年ずつ延長申請されるということがありました ので、事務局からも転用が見込まれる期間を前もって申請して頂くようお 願いはしております。ただ、借受人でございます業者の方針上、農地の賃 貸契約を1年ずつ行いたいため農地転用許可も1年ずつ申請されたいとの 意向でございました。

北山委員	来年、延長の申請がされたら受け取るんでしょうか。貸付人が1年ずつされたいとおっしゃっているんでしょうか。又貸してはいいですね。 もし1年後延長の申請があったら、担当者としてどのように対応するのか聞かせてください。
事務局	借受人の意向で1年ずつの契約をされたいということです。又貸しては ありません。 仮に1年後延長申請があった場合、本当にその延長が事業を行う上で必要 なのかどうかを確認する必要があると思います。その延長が妥当なものな のかを検討しまして、やむを得ない事情と認められる場合には延長は致し 方ないのかなと思います。そうではないと判断できるものであるならば、 その際はしっかりと指導する必要があると思います。
議長 (松村会長)	明らかに北山委員が仰るような申請が出てきた場合には、事務局からしっ かりと指導していきたいと思います。
議長 (松村会長)	他、ありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 議案第22号は原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに 異議ございませんか。
委員	異議なし
議長 (松村会長)	それでは、議案第22号は、原案どおり、「許可相当との意見を付して」 承認することに決しました。
議長 (松村会長)	続きまして、 日程第3 議案第23号 農用地利用集積等促進計画（案）（農地中間管 理事業）についてを議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長 (松村会長)	それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 ではまず、議案第23号は、原案どおり承認することに異議ございませ んか。

委員	異議なし
議長（松村会長）	それでは、議案第23号については、承認することに決しました。
議長（松村会長）	続きまして、日程第4 議案第24号 現況証明願いについて を議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	（説明）
議長（松村会長）	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。 高野委員より報告をお願いいたします。
高野委員	資料を見て頂ければお分かりのとおりですけれども、平成12年に宅地化されているということで、当時、転用申請も出ております。その時に地目変更されていないのが不自然ですけれども、宅地化されて25年経っておりますので、当時の許可証を紛失されたのかどうなのかというところです。その辺はどうなんでしょうか。
事務局	本来でありましたら平成11年に転用許可が出ておりますので、転用工事完了後に工事完了届というものを出して頂く必要があります。それをもって法務局にて地目変更の手続きをして頂くことになりますが、今回は建物所有者に土地をお譲りされる話があり、その際に地目が農地のままであることが判明したということで、現況証明にて非農地の証明申請をされたということでございます。仮に許可証を紛失されたということであっても、非農地証明の申請の他にも、許可が取り消されていない旨の証明という再発行のような申請方法もありますのでやり方はどちらでもよいのですが、今回は申請者が現況証明を申請されましたので、こちらを受理させて頂きました。
高野委員	そういうことで現況証明申請を出されたということで、現地は非農地として問題ないかと思います。よろしくお願いいたします。
議長（松村会長）	ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより、採決いたします。 議案第24号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。

委員	異議なし
議長（松村会長）	それでは、議案第24号については、原案どおり承認することに決しました。
議長（松村会長）	次に、報告事項に入ります。 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	（報告）
議長（松村会長）	このことについてご意見、ご質問はありませんか。
牧野委員	こちらの中に県外の方が相続の権利を取得されておりますが、農地の管理はどのようにされるか聞いておられますでしょうか。
職務代理	該当の方が私の集落の方ですので、私から説明させていただきます。 もとの所有者の方は15年程前に亡くなっておられまして、その間名義を変えていなかったんですけども、息子が2名いるのですがその兄の方も亡くなられています。所有者の奥様もいらっしゃいますが、高齢のため息子に名義を変えたいということで、相続権者の中には未成年者の方もいらっしゃいましたが弁護士を通して相続権者の相続放棄等の手続きをされ、県外にいる息子に相続されました。田んぼ自体は現在農事組合法人で管理しているんで、今すぐ荒れるとかそのようなものではないんですけども、そのような経緯で県外の方に相続されたということです。
議長（松村会長）	他、ありませんか。 ないようですので次に、その他に入ります。 事務局よりお願いします。
事務局	（報告）
議長（松村会長）	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 全体を通して何かご質問はございませんか。 では最後に、農業委員会会長表彰を行います。 事務局よりお願いいたします。

事務局長代理

これより、農業委員会会長表彰を行います。これは、「農業委員表彰に関する内規」により表彰するもので、表彰を受ける方は毎年6月1日現在において、農業委員及び農地利用最適化推進委員として通算8年以上在任し、その功績が他の範となり、かつ、過去において本表彰を受けたことのない方となっています。

今回受賞の対象となられた方は

やまぐち せき お
山口 拓雄委員

さかい きよやす
酒井 清泰委員

よしだ しんいち
吉田 新一委員 です。

3名の方は、前にお並びください。

―――会長より表彰―――

事務局長代理

では表彰者の方は後方の委員方のほうへお向きください。
長きにわたりご尽力いただいた3名の方に今一度拍手をお願いいたします。
おめでとうございます。では席にお戻りください。

議長（松村会長）

これで今期最後の定例農業委員会が終了いたしました。ありがとうございました。

では、進行を事務局にお戻しします。

事務局長代理

松村会長、ありがとうございました。

以上で8月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、
辻職務代理より閉会のことばを申し上げます。

辻職務代理

閉会の言葉
（退任のあいさつ・退任される各委員より一言）